消防予第 472 号消防危第 199 号平成21年11月6日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

消防庁危険物保安室長

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成21年総務省令第106号)が、平成21年11月6日に公布され、平成22年4月1日より施行されることとなりました。

今回の改正は、危険物取扱者試験及び消防設備士試験における受験手続のオンライン化等を 促進するために、受験申請の手続等の改正を主な内容とするものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いします。

記

第1 受験願書の提出手続に関する事項

受験願書の提出手続について、都道府県知事(指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関)の定めるところによることとし、受験願書の様式から写真欄を削除したこと(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第57条、別記様式第25、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の13及び別記様式第1号の6)。

第2 写真サイズに関する事項

免状の書換えの申請時に提出する写真サイズについて、 $縦4.5 \times 横3.5 センチメートル (パスポートサイズ) に改めたこと (危険物の規制に関する規則第52条第2項第1号及び消防法施行規則第33条の6第3項)。$

第3 試験事務に係る帳簿の電子化に関する事項

電磁的記録による帳簿の作成及び保存を認めたこと(総務省関係法令に係る行政手続等に おける情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)別表)。

第4 施行期日

この省令は、平成22年4月1日から施行するものとされたこと(改正省令附則)。

以上

〇総務省令第百六号

消防法 (昭 和二十三年法律第百八十六号)第十三条の三第五項及び第十七条の八第五項、 行政手続等におけ

る情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号) 第六条第一項、 危険物 の規制に関する

政令 (昭和三十四年政令第三百六号) 第三十四条並びに消防法施行令 (昭和三十六年政令第三十七号) 第三十

六条の五の規定に基づき、 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月六日

総務大臣 原口 一博

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第一 条 危険物の規制に関する規則 (昭和三十四年総理府令第五十五号) の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「うち」の下に 幼 稚園」 を加え、 高等専門学校、 特別支援学校及び幼稚園」 を

「、特別支援学校及び高等専門学校」に改める。

第五十二条第二項第一号中「縦三・○センチメートル、 横二・四センチメートル」を「縦四・五センチメ

ートル、横三・五センチメートル」に改める。

第五十三条の三第一号中 (昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、 「第八十二条の十」を「第百三十

二条」に改め、同条第四号中「第六十八条の二」を「第百四条」に改める。

第五十七条各号列記以外の部分中「試験を受けようとする者は」の下に「、 都道府県知事が定めるところ

により」を加え、 「受験願書に」を「受験願書並びに」に改め、 「添付して、これを」を削り、 同条第三号

中「受験願書」を削る。

別記様式第二十五を次のように改める。

危険物取扱者試験受験願書

								殿	申請	目			年	月	日
	フ	リガナ								Į.			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
申請者 氏 名															
生年									本				都道		
月日大	• 昭	• 平		年		月	日生		籍				府県		
郵便 番号									宅 電 は携帯						
住												勤務先等連	終先		
所												連絡先電話	括番号 一	_	
								<u> </u>					内線()
試験															
10代	_			年		月	目				}	※手数料欄			
試 験 種 類	頁	甲乙	丙	種	_	第	類								
受 験 均															
甲種受験資料															
						火薬類取 目免除を	受ける)							
科目免除		乙種危険	物取扱者	音免状 の	交付を		受けて	いる)							
						かつ、基礎 了した者に		な							
与															
この用	紙の	大きさに	は、日々	本工業	規格A	4とする	こと。								
2 本籍の	欄は	、本籍均	他の属っ	する都芸	道府県	名を記入	、すること	。たた	ぎし、					※受	を付欄
外国籍の	者は	、「外国	籍」と	記入す	ること	- 0									
	押りす	、記入し	tal. 1	- レ											

※受験番号		

(消防法施行規則の一部改正)

第二条 消防法施行規則 (昭和三十六年自治省令第六号) の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第三項中「縦三・○センチメートル、横二・四センチメートル」を「縦四・五センチメー

トル、横三・五センチメートル」に改める。

第三十三条の十三第一項中「試験を受けようとする者は」の下に「、都道府県知事が定めるところにより

を加え、 「受験願書に」を 「受験願書及び」に改め、 「添付して、これを」を削る。

別記様式第一号の六を次のように改める。

別記様式第1号の6 (第33条の13関係)

消防設備士試験受験願書

						殿	申請	日		年	月	F
申請		フリガナ										
氏	名											
生年 月日	大	• 昭 • 平	年	月	日生		本籍			都道 府県		
郵便 番号			-				宅 電は携帯					
住									勤務先等連絡	各先		
)+/h /l, =====	s 11		
所						••••••			連絡先電話都	音号 - 内線(_)
	l.									. 4//44		

試 験 日	年 月 日
試 験 種 類	甲乙 種 - 第 類
受 験 地	
甲種受験 資格	特類 特類以外
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を 受ける 電気工事士免状による試験の免除を 受ける 電気主任技術者免状による試験の免除を (受ける) 消防設備士免状による試験の免除を (受ける) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了 (受ける) したことによる試験の免除を

I	#:	12

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。ただし、 外国籍の者は、「外国籍」と記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

*	※受付欄

※手数料欄

※受験番号			

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成十五年

総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)の項中「第十三条の十三第一項及び第三項」の下に「(第

十七条の九第四項において準用する場合を含む。)、第十三条の十四 (第十七条の九第四項において準用す

る場合を含む。)」を加え、 「、第二十一条の四十並びに第二十一条の五十二第二項」を「並びに第二十一

条の四十」に改める。

附則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成二十一年総務省令第百六号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)

ら書魚とつ事日となど、当夜を引こ言りら書頁に下ら。	第五十二条 令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記 第五十(免状の書換えの申請書の様式) (免状の書換えの申請書の様式)	〜四 (略) 二〜学校、特別支援学校及び高等専門学校 学校	る学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育と学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定すと、	は、それぞれ次のとおりとする。	務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設 務治	並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。)の総 合並にまいてその例による場合を含む)にまいてその例による場 項に	おいたり利には分場合となる。)においてどう利による場合を及び第一号の二並びに令第十六条第一項第一号(同条第二)	第二項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項 第二	第十一条 令第九条第一項第一号口(令第十条第一項第一号(同条 第十一	学校等の多数の人を収容する施設) (学	改 正 後
る書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。 令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げ様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。	十二条(令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記免状の書換えの申請書の様式)	〜四 (略)学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園	る学校のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定す	それぞれ次のとおりとする。	務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設	並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。)の総にまいてその仮による場合を含む。)にまいてその仮による場	おいたり削しにな場合を含め、このいにもの削しにな号及び第一号の二並びに令第十六条第一項第一号(同条第	第二項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項	十一条 令第九条第一項第一号口(令第十条第一項第一号(同条	(学校等の多数の人を収容する施設)	現

載したものをいう。 背 メ き 景、] 第 1 書 五. <u>+</u> 上三分身像の 換 ル 入えの 0) 条第二 ŧ 0) 申 で、 請 前 項に定める免状 その 縦四 第五十三条及び第五十七条において同じ。 六月以内に撮影 裏面 五. に撮影年月 センチメ 0 記 した写真(正 1 載 日、 \vdash 事 ル 項 氏 に変更を生じたと 名及び 横三・ 面 無帽、 年齢を記 五セン 無 チ

3 略

略

(受験資 格

第 五十三条の三 法第十三条の三第四 項 第 号 0 総務省令で定め Ś

者 は、 次のとおりとする。

専門 者 \otimes ŧ る学 又は中等教育学校の 専門学校、 学校教育法 0) 課 に 発に 校において化学に関する学科又は課程 限 る。 限る。 高等学校若しくは中等教育学 又は専修学校 次号において同じ。 専門科にあ 同 って 法第百三 は、 その + 修 校 他消 を修めて卒業した 業年限二年以上の の専攻科 条 による大学、 防庁長官が に 規定する (高等学 定 高

略

兀 を 授与された者 学校教育法第百 (外国にお 匹 条 いてこれらに \mathcal{O} 規定により修 · 相 当 する学位を授与さ 士 又は博士の 学位

> 背景、 載したも メ き 第 五十 1 書 |換えの 上三分身像の ル のをい 0) 一条第二 ŧ 申 0) う。 で、 請 前 項に定める免状の記載事項に変更を生じたと 縦三・ 第五十三条及び第五十七条において同じ。 その裏面に撮影年月日、 六月以内に撮影した写真 〇センチメートル 定 氏 横 二 • 名及び年 面 無帽、 四セン -齢を記 無 チ

略

3 略

第 五十三条の三 (受験資格 法第十三条の三

者は、

次のとおりとする。

第四

項第

号

の総務省令で定め

る

める学: 専門課 ŧ, 者 校又は中等教育学校 等専門学 のに限 学校教育法 · 校 に 程 る。 校、 に限る。 お 1 高 (昭 又は て化学に関する学科又は課程を修めて卒業し 等学校若しくは中等教育学校の専攻科 次号において同じ。 和二十二年法律第二十六号)による大学、 専 0 修学校 専門科にあつては、 同 法第八十二条の十に規定す)その他消防庁長官が 修業年限二年以 (高等学 Ŀ た 定 る 0) 高

<u>-</u> <u>•</u> <u>=</u>

略

兀 を 授与された者 学校教育法第六十八条の二の規定により修士又は博 外 国においてこれらに相当する学位を授与さ 士 0) 学位 様式第 第五十七条 三 <u>ニ</u>の ニ 真を 五. ころにより (受験手 三第四項に規定する受験資格を有することを証明する書類 · 六 受けようとする者は、 当該各項に規定する免状の写 免除を受けようとする者は、 口 1 れた者を含む。 第五十五 甲 0 書 類 基 Ŧī. 種 ഗ 第五 礎 年以上消防団員として勤務したことを証明する書類 危 略 試験を受けようとする者は、 舥 教育又は専科教育の警防科を修了したことを証明する 険 十五条第七項の規定により試験科 条第五項又は第六項の規定により試験科目の 物 $^{\circ}$ 別 提 出 取 記様式第二十五の受験願書並びに次の書類及び写 ~1 前六 条関係 扱者試験を受けようとする者は、 で、 月以内に撮影した写真 都道府県知事に提出しなければならない。 次に掲げる書類 化学に関する事項を専攻したもの その有する又は交付を受けて 都 道 府 目 県 知事 0 法第十三条の 部の が定めると 免除を 部の 1 る 様式第 第 五・六 <u>ニ</u>の ニ \equiv 五十七条 真を添 (受験手 三第四項に規定する受験資格を有することを証明する書類 受けようとする者は、 当該各項に規定する免状の写し 口 イ 免除を受けようとする者は、その有する又は交付を受けてい れた者を含む。 受験 甲種危険物取扱者試験を受けようとする者は、 第五十五条第五項又は第六項の規定により試験科目の一 N 書 基礎 付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。 വ 類 五年以上消 第五十五条第七項の規定により試験科目 願 絶絶 略 試験を受けようとする者は 書 教育又は専科教育の警防科を修了したことを証明する \mathfrak{O} 提 別 ~1 出 記様式第二十五の受験願書に 籴 前 防団員として勤務したことを証明する書類 : 関係 で、 六 月以内に撮影した写真 次に掲げる書類 化学に関する事項を専攻したもの 0 次の書類 法第十三条の 部 0 及び 免除 部

を

る 0) 写

○ 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)

改 正 後	
樣式第 25 (第 57 条関係) 危 険 物 取 扱 者 試 験 受 験 顧 書	様式第 25 (第 57 条関係)
中語音	中語

〇 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)	(傍線部分は改正部分)
改正後	現
(免状の書換えの申請書の様式等)	(免状の書換えの申請書の様式等)
第三十三条の六 令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請	第三十三条の六 令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請
は、別記様式第一号の四の申請書によつて行なわなければならな	は、別記様式第一号の四の申請書によつて行なわなければならな
V.	V) 。
2 令第三十六条の五の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げ	2 令第三十六条の五の総務省令で定める書類は、次の各号に掲げ
る書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。	る書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。
一 第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項に変更を生じ	一 第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項に変更を生じ
たとき 写真	たとき 写真
二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき	二 前号に掲げるもの以外の免状の記載事項に変更を生じたとき
書換えの事由を証明する書類	書換えの事由を証明する書類
3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽、	3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽、
無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチ	無背景、上三分身像の縦三・〇センチメートル、横二・四センチ
メートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載	メートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載
したものとする。	したものとする。
4 (略)	4 (略)
(受験手続)	(受験手続)
第三十三条の十三 試験を受けようとする者は、都道府県知事が定	第三十三条の十三 試験を受けようとする者は

る書類 めるところにより、 一号の書類を除く。 (乙種消防設備士試 別記様式第一 験を受けようとする者については、 号の六の受験願書及び次に掲げ 都道府県知事に提出 第

なければならない。

法第十七条の八第四項及び第三十三条の八第二項に定める受

験資格を有することを証明する書類

部 第三十三条の十一の規定により試験科目若しくは試験科目の 又は実技試験の 免除を受けようとする者 は、 それぞれ当該

免除に係る資格を有することを証明する書類

兀 前三号に掲げるもの 0) ほ か、 都 道 府県 知事 が 特に必要と認め

る書類

三

写真

別記様式第

卓 9 ത

絶絶

 ω ω

祭の1

ω

関係

2 第三十三条の六第三項の規定は、 前項の写真について準用する

> 別記様式第一号の六の受験願書に 次に掲げ

る書類 号の書類を除く。 (乙種消 防 設 備士試験を受けようとする者については、 を添付して、これを都道府県知事に提出 第

なければならない。

法第十七条の八第四項及び第三十三条の八第二項に定める受

験資格を有することを証明する書類

第三十三条の十一の規定により試験科目若しくは試験科目 部 又は実技試験 0 免除を受けようとする者は、 それぞれ当該

0

免除に係る資格を有することを証明する書類

三 写真

兀 前三号に掲げ るも 0 0) ほ か、 都 道府県知事が特に必要と認め

る書類

2

第三十三条の六第三項の規定は、 前項の写真について準用する

|記様式 舥 卓 9 0 絶絶 ω ω 条の13 関係)

○ 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号

——————————————————————————————————————	級		
別記様式第1号の6 (第33条の13関係) 消防設備士試験受	験 願 書	別記様式第1号の6 (第33条の13関係) 消防設備士試験受験願書	写真
世年 月 日生 本		(E)	を

 \bigcirc 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\ /

					八十六号)	十 三	消防		別 表	
略)					六 号)	十三年法律第百	法(昭和二	(略)	(第三条関係)	
	の四十一条の三	第二十一条の三第	一項、第十六条の四十二、第十六条の十七第一項、	40	する場合を		一第八条の二の三第二項、		関係)	改正
略)	四十四十一条の三十七第一項並びに第二十一条	第二十一条の三第二項、第二十一条の四第一項	第十六条の四十二、第十七条の三の三、六条の十七第一項、第十六条の三十五第	場合を含む	十三条の十四(第	七条の九第四項において準用	二項、第十三条の十三第一項	(略)		後
			717						別	
略)					八十六号)	十三年法律第百	消防法(昭和二	(略)	別表 (第三条関係)	
(略)	十並びに第二十一条の五十二第二項、第二十一条の三十七第一項、第二十一条の四	一条の三第二項、第二十一条の	一項、第十六条の四十二、第十七条の三の三、 、第十六条の十七第一項、第十六条の三十五第			及び第三項	第八条の二の三第二項、第十三条の十三第一項	(略)	(係)	現